

知的財産権とは・・・

人が頭の中で考えた創造物で、(例えば、ノウハウ、経験、知識から生み出されたアイデアのなど)物や土地のように有形の財産でなく形の存在しない権利(無体財産権)の総称です。

	【保護対象】	【要件】	【権利期間】
産業財産権 (特許庁所管)			
特許権	「発明」を保護 新しいアイデアに与えられる権利発明には物と方法の2タイプがある	①産業上利用できる発明 ②新規性・進歩性のある発明	出願から20年 (一部25年に延長)
実用新案権	物品の形状等の考案を保護 発明ほど高度なものでなく、小発明と呼ばれるものに与えられる権利	①物品の形状、構造、組合せによる考案 ②産業上利用できる考案 ③新規性、進歩性のある考案	出願から10年
意匠権	物品、建築物、画像のデザインを保護 物品の形状、模様、建物の外観、内装、操作・表示の画像など、創作的なデザインに対して与えられる権利	①物品の形状・模様、建物の外観、内装、操作・表示の画像 ②美感を起こさせる意匠 ③工業上の利用性、新規性、創作非容易性のある意匠	出願から25年
商標権	商品・サービスに使用する名称等を保護 自分が取扱う商品またはサービス(役務)と他人が取扱うサービス(役務)を区別するための標章に与えられる権利	①文字、図形、記号、立体的形状、音、色彩、ホログラム、動き、位置 ②商品またはサービスに使用するもの ③識別力を持つもの ④特に他人の登録商標と同一または類似でないもの	登録から10年 ※10年毎に更新が可能で、更新を継続することにより半永久の権利となる

例えば、自動車は多数の産業財産権で守られている！

著作権	文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の著作物を保護	登録などを必要とせず、創作と同時に発生する (著作権に関連する実名、創作日等の登録は可能)	著作者の死後70年 (法人は公表後70年、映画は公表後70年)
回路配置利用権	半導体の集積回路の回路配置の利用を保護 (独自に開発された半導体チップの回路配置)	申請し、登録により発生する	登録の日から10年
育成者権(種苗法)	植物の新品種を保護	品種登録など	品種登録の日から25年 (樹木30年)
不正競争防止法 (商品等表示・営業秘密)	ノウハウや顧客リストの盗用など不正競争行為を規制 【以下の不正競争行為を規制】 ■混同惹起行為 ■著名表示冒用行為 ■形態模倣行為(販売から3年) ■ドメイン名の不正取得等 ■誤認惹起行為	技術上の機密・秘密など	登録を必要としない (形態により要件がある)